

平成23年度 第1回 愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議 委員発言概要

(1) 県DV防止対策関係事業及び配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況について

(郷田委員)

平成22年度に一時保護した女性のうち、DVを理由とする女性が25名、その同伴児が22名となっているが、保護施設を退所した後は、どこで生活しているのか。
また、同伴児の心のケアについて、どのような対策がとられているのか。

(子育て支援課)

退所後は、アパートを借りられる方もいれば、話し合いの上、帰宅される場合もある。
昨年度は帰宅される方、自立してアパートを借りられる方が多かった。基本的に、同伴児も一緒に退所することになる。
子どもの心のケアについては、必要に応じて、児童相談所の児童福祉司や心理判定員と連携を取りながら対応している。

(塩崎会長)

一時保護した方に同伴児がいる場合は、必ず児童相談所に連絡がいくのか。
また、子どもの学校へは連絡がいくのか。

(子育て支援課)

児童相談所への連絡は必要に応じて連絡している。
また、保護期間中は児童が通学できなくなるため、学校へ連絡することになるが、婦人相談所からではなく、児童の保護者から連絡していただいている。なお、通学できない期間の学習支援については、基本的に婦人相談所で行なっているが、発達障害など対応の難しいケースについては、児童相談所との連携により対応している。

(加藤委員)

被害者が保護施設を退所した後、自立して生活する新たな生活拠点はどのようなところか。
子どもは転校することになるのか。
また、自立した被害者が加害者に追いかけられることはないのか。

(子育て支援課)

新たな生活をどこでされるかはそれぞれである。子どもがいる場合は、転校を要しない校区内を選ばれる方もいる。
また、加害者対策としては、市町との連携により、加害者に住民票の閲覧をさせないよう手続きを取るなど、加害者に被害者の所在が分からないよう関係機関との連携を密にして対応している。

(2) DV防止対策基本計画の実施状況について

(稲見委員)

DV防止法は施行後3年ごとに見直し改正が行われてきた。前回の改正から3年が経過するが、改正の動きはどのようなになっているのか。前回の改正以降、DV防止法にいわゆる「恋人間のDV」が含まれるかどうかの議論があったようだが、その結果はどうか。

また、女子差別撤廃委員会^(注)から日本政府に対して(2009年)、

「DV防止法」が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないこと
保護命令の発令を迅速化すること

などが指摘されているが、そのことについての検討はされているのか。分かる範囲で伺いたい。

(注)女子差別撤廃委員会とは、「女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」の締約国は、条約の実施状況について定期的に報告する義務があり、その報告内容について審議し、関係国に対して報告内容の審議結果について見解を出す委員会。日本政府は2003年に第4・5回報告、2008年には第6回報告を提出。2009年7月23日、ニューヨークにおいて、女子差別撤廃委員会で検討が行われ、政府代表団が出席して第6回報告に対する政府代表報告がなされた。

これに対し、委員会は日本の第6回報告を審議。その中で、委員会から、「前回(2003年)の定期報告の審議後に委員会が表明した関心事項や勧告の一部への取組が不十分であることは、遺憾である。(後略)」と日本政府に対して前回の最終見解が出された。

その中の一つに、「女性に対する暴力」の項目があり、委員会から「(前略)『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の改正が含まれている。委員会はこの法律が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないことや保護命令の申し立てから発令までに要する時間が被害者の生命を更に脅かす恐れがあることについて、引き続き懸念する。(後略)」との最終見解が出されている。

(男女参画課)

国から、特に法改正の情報は聞いていない。例年ならば、年度当初に国の会議等があり、国の動向なども報告されるところであるが、今年度は東日本大震災の影響で開催されていないため把握できていない。

(加藤委員)

外国人からの相談もあるのか。

(子育て支援課)

ほとんどない。

(中村委員)

相談件数は増加しているが、一時保護件数は減少している。その理由として、どのようなことが考えられるのか。

(子育て支援課)

相談件数が増えれば、必ず保護件数も増えるというものではない。相談件数については、マスコミなどでDV問題が取り上げられると、DVに対する関心が高まり、相談が増加することもある。例として、徳島県の相談件数が平成19年度から急増しているのは、平成18年にDV被害の妻が夫に殺害される事件発生が影響しているのではないかと考えられる。

(佐伯委員)

先日のニュースでDVに関する調査結果が出ており、女性33.2%、男性17.7%の方が被害にあっているとのことだった。被害者の中には男性もいるのか。また、相談機関には男性からも相談してよいのか。

(子育て支援課)

平成22年度には男性からの相談が2件あった。相談機関では、男女の別に関係なく相談を受け付けている。なお、松山市男女共同参画推進センターにおいては、男性の心理相談員による「男性相談」も実施している。

(中村委員)

高齢者のDVも多くなっているように感じるが、対応はどのようになっているのか。

(子育て支援課)

地域包括支援センターでも、DVを高齢者における一つの問題としてとらえていただくとともに、県においても高齢者福祉業務を担当している長寿介護課と十分な連携を図って対応していきたい。なお、年2回開催している「DV防止対策連絡会」には長寿介護課も参加している。

(男女参画課)

高齢者については、DVだけではなく、高齢者虐待防止法により子供からの虐待等あらゆる暴力への対策が講じられている。

(塩崎会長)

基本目標「保護体制の整備」の重点目標2「一時保護体制の充実」に、「一時保護委託先の確保」とあるが、積極的に委託先を確保していくということか。

(子育て支援課)

一時保護の場合、婦人相談所に入所するのが一般的だが、加害者が婦人相談所のことを知っているため婦人相談所からも避難しなくてはいけない場合や、同伴児が中学生以上の男子で婦人相談所に入所できない場合などに対応するため、現在2ヶ所と委託契約を行っている。新たに確保しなくてはいけない状況ではないが、日頃から情報収集に努めているということである。

(3) DV防止対策連絡会の協議内容について

(委員からの意見なし)

(4) 意見交換 - 県として、今後どのようなDV対策に取り組むべきか -

(稲見委員)

DVについては、まだまだ潜在化していると思われる。DVを表面化させるためには、啓発活動が大変重要であり、より一層の啓発をお願いしたい。

医療においても、予防医学が重要視されており、人権擁護委員会でも高校生を対象に「デートDV学習会」を推進しているが、県内すべての高校では開催できていない。県においても、すべての人が加害者にも被害者にもならないよう、未然防止啓発をもっと充実させて欲しい。

(郷田委員)

高校生へのDV防止啓発は大変重要だと思う。DVについて話し合い、考える時間を取ることが大切である。高校教育課を通じて各校に依頼すれば、学校の協力も得やすいのではないかと考える。

(客野委員)

市町の相談件数が増えてきているが、各市町の相談件数には差があり、その差は相談

体制の違いも一つの要因としてあるのではないかと思われる。DVに対する市町の体制の充実が一層望まれる。市町においては、被害者に対して身近な相談機関、支援機関となっていたきたい。

また、相談者からは、「なぜ被害者が逃げ回らなければいけないのか」、「被害者が堂々と生活できる社会にして欲しい」という声や、「加害者対策を講じて欲しい」という声もある。

（中村委員）

加害者対策にも取り組んでいかなければならないのではないか。加害者の背景には、育った家庭環境や、経済的理由など、暴力を振るう何らかの原因があると思われ、加害者へのカウンセリングなども今後は必要ではないか。

（客野委員）

DVだけでなく、児童虐待、高齢者虐待などを含めた「ファミリーバイオレンス」についての検討も進めていくとよいと思われる。

（中村委員）

家族全体の闇を探り、家族の関係性を改善していく施策も必要である。家族が助け合う関係づくり、家族で癒していくケア、家族の病理性に密着したケアなどができれば、DV解決への糸口になるのではないか。

（郷田委員）

DV家庭で育った子どもは、年齢が低いほど心に深い傷を負い、その回復には長い年月を要する。また、その子が大人になり加害者になってしまうなど、加害者も被害者であることがある。家族全体をケアするような施策も必要ではないか。

（加藤委員）

報道機関は、何か事件があれば記事にする半面、そうでなければ取り上げにくいところがある。県も積極的にマスコミにアピールしてほしい。様々な社会問題と合わせて、機会を見つけ、DV問題を取り扱っていききたい。

（市川委員）

DV被害に対する施策や法律整備がなされても、被害が潜在化しては機能しない。まずは被害を表面化させることが重要であり、より一層の啓発活動に努めていただきたい。また、未然防止として、若者への啓発活動もより一層充実させていただきたい。

（宮崎副会長）

まだまだDVについて知られておらず、問題視されていない。多くの人に少しでもDVを知ってもらうために、いろいろな形での啓発活動に取り組んでいただき、高校生や大学生への啓発活動も強化していただきたい。

また、人と人との対等な関係とはどのようなものか、人間関係の築き方などについて考えていければ、DVに至る前の段階で防止することも可能になるのではないかと考える。